

# 神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和5年6月8日

神戸市長 久元喜造

案件名称	介護保険システムの標準システムの導入に向けた支援業務一式
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	【部局名】神戸市福祉局介護保険課 【所在地】神戸市中央区加納町6丁目5番1号
契約の相手方を決定した日	令和5年4月1日
契約の相手方の氏名及び住所	有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 事務所長 河津 誠司 大阪府大阪市中心区今橋四丁目1番1号
契約金額	89,760,000円
契約の相手方を決定した手続	次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
随意契約の根拠	既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。